

だいさんかいしょう しゃせい どかいかくすいしんかいぎ いけんていしゅつ  
第三回障がい者制度改革推進会議 意見提出フォーマット

じりつしえんほう そうごうふくしほう  
自立支援法・総合福祉法

ついかいけん  
追加意見 2

ねん がつ にち  
2010年2月12日

おお たに きょう こ  
大 谷 恭 子

しきゅうけつてい  
○支給決定プロセス

はあく きほんてきしてん お  
1. ニーズ把握の基本的視点をどこに置くか

たと ほんにん しょうがい じょうきょう ほんにん じ こ けつてい せんたく お かんきょう およ  
(例えば、本人の障害の状況、本人の自己決定・選択、置かれた環境、及び

そうごかんけい  
それらの相互関係)

ぜんてい しきゅうけつてい とうがいしめん けんぽう もと こうけんりょく たい ゆう  
前提として、支給決定は当該市民が憲法に基づき公権力に対して有する

きほんてきじんけん ほか してん めいき かんよう  
基本的人権に他ならないという視点を明記することが肝要である。

じりつしえんほう じょう しきゅう う しょうがいしゃ しきゅうけつてい う  
自立支援法19条は、「支給を受けようとする障害者は支給決定を受けな

なければならない」と、「障害者の義務」として規定され、同法20条は「申請  
をしなければならない。」としている。

しんせいしゅぎ もんだいてん しんせい もの しえん  
このことは「申請主義」の問題点（申請をしない者は支援されない）にとど

けんり ぎむ とうさく ひはん  
まらず、権利と義務の倒錯と批判されるべきである。

とうじしゃほんにん ぎょうせい ふくしかんけいしゃ たい しきゅう けんり ぎょうせい  
当事者本人、行政、福祉関係者に対して、あたかも支給は権利でなく、行政

たい ぎむ いんしょう あた ほうりつ よ もの  
に対する義務かのごとき印象を与えるものであって、法律を読んだ者だれに

しきゅう しんせい しんせい もと けつてい もと けんり けつてい もと  
でも、支給を申請すること、申請に基づく決定を求める権利があり、決定に基

づき<sup>こうてきしえん</sup>公的支援<sup>かつよう</sup>を活用する<sup>きほんてきじんけん</sup>基本的人権<sup>ほうりつ</sup>が法律により<sup>ほしょう</sup>保障されていることがはつきりと<sup>わか</sup>判る<sup>か</sup>書きぶりにすることがとても<sup>じゅうよう</sup>重要である。

公的支援<sup>こうてきしえん</sup>の保障<sup>ほしょう</sup>はその人が<sup>ひと</sup>支援<sup>しえん</sup>を活用しながら<sup>かつよう</sup>その人らしく<sup>ひと</sup>主体性<sup>しゅたいせい</sup>をもつて<sup>い</sup>生き活き<sup>い</sup>と暮らしていく<sup>く</sup>ことの保障<sup>ほしょう</sup>であり、<sup>しえん</sup>支援<sup>ひつようせい</sup>の必要性<sup>きほんてきしてん</sup>の基本的<sup>ほんにん</sup>視点<sup>じ</sup>は、<sup>こ</sup>本人<sup>けつてい</sup>の自己決定<sup>じ</sup>・自己選択<sup>せんたく</sup>を<sup>じゅうし</sup>重視<sup>じゅうし</sup>することである。

そして、ニーズ把握<sup>はあく</sup>の基本<sup>きほん</sup>は、当該本人<sup>とうがいほんにん</sup>の個別<sup>こべつ</sup>の事情<sup>じじょう</sup>に基づく<sup>もと</sup>必要性<sup>ひつようせい</sup>の把握<sup>はあく</sup>である。

従来<sup>じゅうらい</sup>、行政側<sup>ぎょうせいがわ</sup>が<sup>あらかじ</sup>予め<sup>き</sup>決めた<sup>ていけいてき</sup>定型的な<sup>わく</sup>枠<sup>お</sup>を<sup>つ</sup>押し付けられてきたのが<sup>しょうがいしゃ</sup>障害者<sup>じつたい</sup>の実態<sup>しょうがいしゃ</sup>であり、<sup>こ</sup>障害者<sup>こ</sup>のニーズ<sup>こ</sup>は個々<sup>こ</sup>それぞれ<sup>こ</sup>であり、それは<sup>かなら</sup>必ずしも<sup>しょうがい</sup>「障害<sup>ていど</sup>の程度<sup>おも</sup>・重さ<sup>たんじゅんひれい</sup>」に<sup>たんじゅん</sup>単純<sup>ひれい</sup>比例<sup>する</sup>するものでもない。

自立支援法<sup>じりつしえんほうだい</sup>第22条<sup>じょうおよ</sup>及び<sup>どうほうしこうきそく</sup>同法施行規則<sup>じょう</sup>12条<sup>さだ</sup>の定める<sup>かんあんちょうさじこう</sup>勘案調査事項<sup>とし</sup>として、

- <sup>ていどくぶん</sup>程度区分<sup>しんしん</sup>と心身<sup>じょうきょう</sup>の状況
- <sup>かいごしゃがわ</sup>介護者側<sup>じょうきょう</sup>の状況
- <sup>かいごひじゅきゅうじょうきょう</sup>介護費受給<sup>じょうきょう</sup>状況
- <sup>かいごほけんりようじょうきょう</sup>介護保険利用<sup>じょうきょう</sup>状況
- <sup>ふくし</sup>福祉サービス<sup>りようじょうきょう</sup>の利用状況
- <sup>ほんにん</sup>本人<sup>りよういこう</sup>の利用意向<sup>ぐたいてきないよう</sup>の具体的内容
- <sup>ほんにん</sup>本人<sup>かんきょう</sup>がおかれている環境
- <sup>ていきょう</sup>サービス提供<sup>せいびじょうきょう</sup>の整備状況

が規定されてきたが、根本変革が必要である。

言うまでもなく、本人の生活であり、本人の自己決定の保障が守られているかが最重要項目である。

そして、その人の尊厳と人間らしく健康的な生活が保障されているか、個別の必要性が満たされ、かつ、必要性があるか否かが調査事項である。

それは、お役所的な形式認定であってはならず、その人が幸福追求権の行使を実感できているかという人間味溢れる視点からの認定でなければならない。

役所のやることだから冷淡でいいという開き直りは許されない。

従来の支給決定の実例として、上記の勘案事項を根拠に「この自治体、この地域には事業所も少なく、サービス提供体制が未整備であるため、支給量は少なくてもよい」「いままで少ないサービス利用状況で暮らしてきたので従来通り少なくてもよい」「この地域の介護保険利用者の支給量は大幅に少ないので同レベルで足りるはず」などという支給決定や、不服審査においても不当な行政決定を追認する裁決がまかり通ってきた実態があり、そのような人権侵害を許さない規定に根本的に変革する必要性がある。

## 2. 障害程度区分の廃止とそれに代わる協議・調整による支給決定プロセスの

ための体制構築についてどう考えるか

今までも、障害福祉の意義を把握している熱意あるケースワーカーとの間

では協議・調整による当事者も納得する個別事情に即した支給決定はそれなりに  
なされてきた。程度区分は施策利用の要件となり、区分に応じた支給量の  
上限を画することにより、それを妨げる機能を有してきた。

行政のケースワーカーの絶対数が不足していることを解消するため地域  
包括センター、民間活用も含めて体制構築すること、障害者の自己決定に基づ  
く生活と人権を保障するための支給決定という意義を正しく理解するための  
研修等の充実が必要である。

### 3. セルフマネジメント・本人中心計画と相談支援機関、ピアカウンセリング・

ピアサポートの役割についてどう考えるか

### 4. 不服の場合の異議申立手続きについてどう考えるか

以上